

# 安全への取り組み

株式会社 丹生川観光

## 輸送の安全に関する基本方針

### ○安全確保に関する基本理念

『安全は全てに優先する』

我が社は、お客様に「安全」と「安心」を提供し、「快適」に目的地まで輸送することが最大の使命です。

### ○安全方針

1. 輸送サービスを提供するあらゆる場面においてお客様の安全を最優先にする。
2. 安全に関する関係法令を遵守し、旅客事業者としての自覚をもつ。
3. 健康管理・車両管理を徹底し、それらを起因とする事故防止に努める。
4. お客様のご協力を求めながら、車内事故の撲滅に努めます。

# 2024年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

## ○輸送の安全に関する目標

1. 車両（交通）事故のゼロ（0）・・・特に、固定物への接触事故の撲滅。
2. 車内事故0への取り組み・・・発車前の車内（乗客の状況）確認とシートベルト着用の啓蒙。
3. 健康管理の促進・・・生活習慣病の遁滅と改善。
4. 日常点検の確実な実施・・・路上故障の撲滅。
5. 乗務員教育の計画と実施
6. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達。

## ○達成状況

目標に対する達成状況（事故の規模に関係なく、飛び石事故を除き、発生したすべての件数）  
・2024年度は0件でした。目標を達成致しました。

## ○輸送の安全に係る情報の公表

- ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故の発生状況・・・該当事故の発生はありません。
- ・道路運送法並びに旅客自動車輸送事業運輸規則に基づく行政処分・・・行政処分はありません。

## ◆ 輸送の安全のために講じた措置

### 1. 年間計画に基づいた教育を実施

- ・月別教育 年12回実施
- ・ドライブレコーダーを活用した講習 年4回実施
- ・安全講習会 年2回実施
- ・消火訓練、避難訓練 各年1回実施
- ・労働基準法などの勉強会 年1回実施

### 2. 運転士と車両に関する事項

- ・健康診断の実施 年2回
- ・全運転士にS A S（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施 年1回
- ・脳健診の実施（一部運転士）
- ・運転士の感染症予防対策として全運転士にマスクの着用の義務
- ・全運転士に運行前、運行後の体温測定と記録の義務
- ・運転席後部に飛沫防止対策シールドを設置（全車両）
- ・全客席に飛沫飛散防止シート(使い捨てタイプ)を設置可能
- ・車内に光触媒コーティング施工（全車両）
- ・空気清浄機”プラズマクラスター”の導入（一部車両）
- ・オゾン発生装置による車内の消臭・除菌クリーニング（適宜）
- ・運転士へのワクチン接種の推進（全運転士3回目接種済み）
- ・全車両にデジタルタコグラフ／ドライブレコーダーを装着  
GPS付で動態管理を行っている。

## 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

以下、3枚をご参照ください。

# 輸送の安全に関わる情報の伝達体制

## 安全管理体制図

代表取締役会長 中西伸一



代表取締役社長 中西政太  
(安全統括管理者)



専務取締役 中西康太  
(安全統括管理者補助)

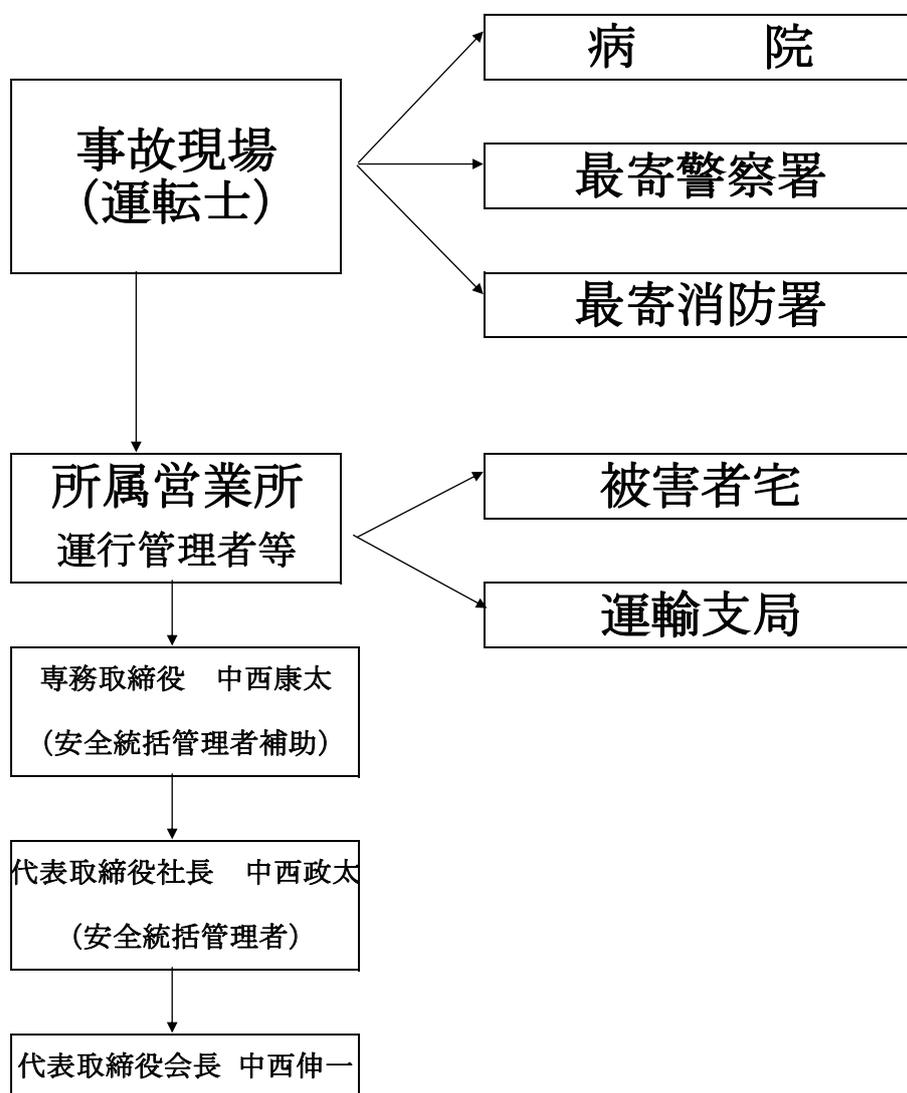


運行管理者	整備管理者
中西政太	・ 中西政太
中西康太	・ 中西康太
中西伸一	・ 中西伸一
中西早津喜	・ 中西早津喜
中西健太	・ 中西健太
大森隆史	・ 大森隆史
運管補助者	整管補助者
奥田友美子	・ 奥田友美子



営業所員  
乗務員

## 事故、災害等に関する報告連絡体制



# 事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

旅客

## ●どんな時に速報するの？（対象となる事案の例）

### 発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

#### 《事故》

- 1名以上の死者
- 5名以上の重傷者（乗客の場合は1名以上）
- 10名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突・接触
- 酒気帯び運転(バス)、酒気帯びを伴う事故(タクシー)
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

#### 《事件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

## ●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・発生日時
- ・事故、事件の概要
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- ・乗客の国籍
- ・ツアーを企画した旅行会社(貸切のみ)
- ・負傷者の搬送先
- ・その他、判明している事項

## ●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の  
運輸支局へご連絡ください

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜の 8:30～17:15)		連絡先の勤務 時間外 (土・日及び祝 祭日含む)
	直通電話	FAX	
愛知 運輸支局	052- 351-5382	052- 369-2997	090- 1980-3186
静岡 運輸支局	054- 261-7622	054-262- 4345	090- 1980-2482
岐阜 運輸支局	058- 279-3715	058-270- 1065	080- 4123-1106
三重 運輸支局	059- 234-8411	059-238- 1281	090- 2187-9847
福井 運輸支局	0776- 34-1603	0776-34- 2221	090- 2138-1132

バスジャック発生時は090-3251-6775  
(中部運輸局保安・環境課公用携帯)へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

国土交通省中部運輸局

## 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ・ 月別教育 年 1 2 回実施
- ・ ドライブレコーダーを活用した講習 年 4 回実施
- ・ 安全講習会 年 2 回実施
- ・ 消火訓練、避難訓練 各 年 1 回実施
- ・ 救命救急講習（消防署にて） 年 1 回実施
- ・ 労働基準法などの勉強会 年 1 回実施

## ◆ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

### 運輸安全マネジメント内部監査

2025年度（令和7年度）4月20日に、「運輸安全マネジメント内部監査」が実施されました。概ね運輸安全マネジメントの主旨に準拠した事業運営がされていること、安全管理体制が機能していることが確認されました。

## 2025年度における輸送の安全に関する計画および目標

### ○輸送の安全に関する目標

1. 車両（交通）事故の0の維持・・・特に、駐車場・構内事故の撲滅
2. 車内事故0への取組み・・・発車前の乗客の着席確認とシートベルト着用の啓蒙
3. 健康管理の促進・・・生活習慣病の減と改善
4. 日常点検及び3ヶ月定期点検の実施・・・路上故障の撲滅
5. 乗務員教育の計画と実施・・・毎月の教育とドラレコの活用
6. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

### ○目標を達成するために年間計画表

項	目	内 容	担 当	実施時期
1	事故発生情報と対策の共有並びに事故統計の作成	事故の概要とその対策	専務	必要に応じ
2	特定運転者への教育	特定運転者に対する特別な指導の指針の基づき	社長・専務	必要に応じ
3	在籍運転者に対する教育	<b>指 導 ポ イ ン ト に つ い て</b>	<b>責任者：統括安全管理者</b>	
	① バスを運転する場合の心構え	公共的な輸送に携わる者としての自覚を促す	社長・専務	4月
	② 運行の安全、乗客の安全確保	バスを運行し旅客の安全を確保するための法令の遵守	社長・専務	5月
	③ バスの構造上の特性	車両の特性に応じた運転方法と意識付け	社長・専務	6月
	④ 乗車中の旅客の安全確保	車内事故防止とシートベルト着用の重要性	社長・専務	7月
	⑤ 乗降時の安全確保	乗降時の安全確認と乗客に安心感を与える発進・停止	社長・専務	8月
	⑥ 運行路線・経路の道路及び交通状況	運行経路の道路・交通状況の把握の重要性を理解させる	社長・専務	9月
	⑦ 危険の予測及び回避と緊急時対応	“かも知れない運転”の励行と事故・故障時の対処方法	社長・専務	10月
	⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断：客観的資料に基づいた自分の特性を理解させる	社長・専務	11月
	⑨ 運転者の生理的・心理的要因	事故に結びつく危険要因を理解させる（睡眠・酒・急ぎ）	社長・専務	12月
	⑩ 健康管理の重要性	生活習慣病への関心と対処方法（治療・食事・運動）	社長・専務	1月
	⑪ 安全装置を備える自動車の運転方法	運転支援装置への理解と安全運転に活かす	社長・専務	2月
	⑫ ドライブレコーダーを利用した安全運転	ヒヤリ・ハット情報と運転の振り返り	専務	四半期毎
	⑬ ドライブレコーダーの記録の共有・活用	事故又はヒヤリ・ハット情報の共有	専務	講習開催時
4	安全対策責任者会議の開催（本社・大阪・北陸）	本社に召集し現状の把握と対策を考える	社長	毎月
5	月次重点目標の作成・掲示とその徹底	各月の重点目標を作成し、運転者への啓蒙を図る	専務	毎月
6	交通安全運動への参加	各種団体が開催する安全（交通・労災）運動に取り組む	全員	随時
7	安全講習会の開催	外部講師を招聘して行う	専務	年2回

# 安全管理規定

## 株式会社 丹生川観光 安全管理規定

### 目次

#### 第一章 総則

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法第二十二条及び第二十九条の三の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図る事を目的とする。

##### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

##### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do. Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

##### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、第四条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保についての最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他の必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者の不在時、重大な事故、災害等の発生時を含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

- 二 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し、及び実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、及び必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関するの目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して、少なくとも年に一回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、また、必要に応じて、当面必要な是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告若しくは前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項について、更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に公表する。【注：公表は営業所やバス車内への掲示でも可。】

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告したときは、速やかに公表する。

【注：公表は営業所やバス車内への掲示でも可。】

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は、常務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会談の織事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は、事故記録は39ヶ月、他の書類は、15ヶ月間営業所にて保管する。

# 安全統括管理者

道路運送法 第22条の2 第2項第4号に規定する安全統括管理者は下記の者を選任しております。なお、安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則 第47条の5に規定する要件を満たしております。

安全統括管理者 代表取締役 中西 政太  
選任日 平成25年10月10日